平成２８年（フ）第５１号
栃木県大田原市城山２丁目16番５号　シティハイム城山201号室、住民票上の住所栃木県那須郡那須町大字高久丙1129番地
債務者　大森　祐二（旧姓越田）
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月15日午後４時
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第５７号
栃木県宇都宮市上戸祭町649番地　リバーハイツねがわらⅡ203、前住所栃木県宇都宮市上戸祭町2982番地45
債務者　田村　祥恵
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月22日午後４時
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第６８号
栃木県宇都宮市平松本町359番地４　ミヤエールＡ103
債務者　太田　秀明
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月22日午後４時
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第７１号
栃木県宇都宮市陽東５丁目29番20号　シラカワコーポ203
債務者　Ｏｒａこと　石河　　学
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月22日午後４時
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第７４号
栃木県宇都宮市鶴田２丁目31番５号
債務者　串田　理恵
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月22日午後４時40分
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第５３７号
岡山市中区倉田264番地18ラビュー303号
債務者　片岡　光子
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月24日午前10時30分
　岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４１号
岡山市南区浦安西町８番地95Ｋハウス（Ｂ棟）201号
債務者　根屋　千里
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月24日午前10時30分
　岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６号
熊本県八代市鏡町内田848番地
債務者　田中健一郎
1　決定年月日時　平成28年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月10日午後１時20分
　熊本地方裁判所八代支部

平成２８年（フ）第１０号
熊本県葦北郡芦北町大字小田浦1362番地
債務者　山田　美惠
1　決定年月日時　平成28年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月10日午後１時10分
　熊本地方裁判所八代支部

平成２８年（フ）第９号
熊本県天草市佐伊津町1608番地10
債務者　山田　尚弘
1　決定年月日時　平成28年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月９日午後１時40分
　熊本地方裁判所天草支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第４６７号
名古屋市緑区相原郷２丁目2007番地、従前の住所名古屋市緑区若田３丁目201番地　ライオンズマンション左京山304号
破産者　井上　大介
1　決定年月日　平成28年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９０２号
静岡県浜松市浜北区内野2635番地の２　アン・サンク・ドゥ205号
破産者　小林喜一郎
1　決定年月日　平成28年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１０４号
名古屋市熱田区大宝２丁目４番７－703号(白鳥パークハイツ大宝)
破産者　田中　　旭
1　決定年月日　平成28年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９８号
群馬県安中市松井田町松井田614番地15
破産者　櫻井邦二三
1　決定年月日　平成28年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
　前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第５５９号
静岡県牧之原市静谷1126番地・1127番地
破産者　加藤　秋夫
1　決定年月日　平成28年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
　静岡地方裁判所民事第２部